

第 9 号 議 案

令和5年度京都府港湾事業特別会計予算

令和5年度京都府港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(府 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表府債」による。

令和5年2月2日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		249,087 ^{千円}

款	項	金額
	1 使 用 料	249,087 ^{千円}
2 財 產 收 入		17,030
	1 財 產 運 用 收 入	17,030
3 繰 入 金		736,339
	1 一 般 会 計 繰 入 金	736,339
4 府 債		1,088,000
	1 府 債	1,088,000
歳 入	合 計	2,090,456

歳 出

款	項	金額
1 港 湾 事 業 費		2,090,456 ^{千円}
	1 港 湾 管 理 費	108,854
	2 港 湾 整 備 費	917,647
	3 公 債 費	1,063,955
歳 出	合 計	2,090,456

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度港湾事業費	令和5年度から令和7年度まで	800,000 ^{千円}

第3表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	1,088,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。